

関係機関等作成資料

こどもをいじめから守るための取組、関係機関との連携のあり方について

(機関・団体名)

・ 仙台市教育委員会	1
・ 仙台市立七北田小学校	3
・ 仙台市立吉成中学校	4
・ 仙台市立仙台高等学校	5
・ 仙台市 P T A 協議会	6
・ 仙台海務局人権擁護部	8
・ 宮城県警察本部少年課	28
・ 宮城県公認心理師・臨床心理士協会	29
・ 仙台弁護士会	30
・ 仙台市児童相談所	31
・ 仙台市健康福祉局障害福祉部	32

○現在（これまで）行っている取組について

1 児童生徒、家庭・地域等への啓発について

(1) いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施

- ・5月に各校の児童生徒が行動目標を立て、いじめ防止「きずな」アクションとして実践（挨拶運動、啓発ポスター作り、標語募集等）、11月に活動の振り返りを行うなど、全市立学校でいじめ防止の意識の高揚を図っている。
- ・各校の実践の市民への広報として、各区中央市民センターや各区役所、地下鉄仙台駅構内での掲示、教育委員会HPに掲載している。

(2) いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の配布

- ・いじめの理解促進、早期発見・早期対応のための家庭でのチェック項目や相談窓口の一覧等を掲載したリーフレットを作成、4月に学校から全家庭や地域に配布している。

(3) 他者理解や思いやりの心を育む教育活動の推進

- ・「命と絆プログラム」や「他者理解を育むための授業集」等を活用した実践を行い、授業参観等で保護者や地域の方へも積極的に公開を行い、広く啓発を図っている。

2 教職員の研修について

(1) 「いじめ・不登校対策推進協力校」による実践研究と成果の発信

- ・各協力校において、地域や児童生徒の状況に応じたいじめ対策等の実践研究を行い、実践報告会で具体例や成果等を広く市内学校に発信し、各校の取組の改善を図っている。

(2) いじめ対策担当教諭等を中核とした研修、OJTの推進

- ・各校において、4月にいじめ対策に係る総点検を行い、いじめ対策担当教諭や児童支援教諭を中心とした校内の組織体制の確立や各担当者の役割の共通認識を図っている。
- ・いじめ対策担当教諭等の研修では、事例対応やグループワーク等を通して、児童生徒の意見の聴取のあり方や組織対応の具体例を扱い、各学校でのOJTの充実を図っている。

3 その他の取組

- ・いじめ・学校生活SNS相談、24時間いじめ相談専用電話を設置し、いじめを含めた相談機会を確保している。
- ・学校、保護者、地域の方々がいじめに関する危機感や情報を共有し、連携していじめの未然防止、解消に向けた取り組みを進めるために、学校運営協議会等において、意見交換の場を設定している。
- ・教育委員会指導主事が毎年5月から7月まで全市立学校を訪問する、いじめ不登校対応支援チームにより、各校の組織体制や校内研修の状況等を確認し、指導助言を行っている。
- ・今年度より、いじめ事案の深刻化を防ぐため、経験豊かな管理職OBを中心として、心理士などの専門家で構成する学校支援チームを設置し、学校への派遣・助言を行っている。

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

- ・スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、専門的な見地から事案解決に向けた助言を受け、効果的な役割を果たしている。
- ・S－K E Tからのいじめ事案等に関する情報伝達により、児童生徒や学校の状況を踏まえた対応を進め、スムーズに事案解消に至っているケースがある。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察と連携の上、対応を行っている。

機関名	仙台市教育委員会		
担当課・部署	学校教育支援部 児童生徒安心課		
メールアドレス	kyo019220@city.sendai.jp		
電話番号	2 1 4－8 7 8 0	FAX 番号	2 6 4－4 4 3 7

○現在（これまで）行っている取組について

① 各種調査

- ・ 仙台市いじめアンケート（１１月）
- ・ 学校生活アンケート（５月、９月、２月）
- ・ 学校適応感尺度アセス（６月、１０月、１月）

② 教育相談

- ・ 教育相談（随時）
- ・ ふれあいタイム（担任・児童との二者面談：６月、１１月）

③ 教職員研修

- ・ 職員会議等での職員研修（教職員のチェックシート実施・年度初め、夏休み、冬休みの研修）
- ・ 児童理解研修・ケース会議・打合せ（情報共有・個別の対応）
- ・ いじめ対策担当による「青空通信」の発行（学校生活の様子、対応確認、保護者への啓蒙）

④ 道徳・学級活動

- ・ 言葉遣いに重点を置いた指導「ふわふわ言葉・ちくちく言葉」「言い換え言葉」
- ・ 「信頼・友情」・「命の尊重」・「感謝と思いやり」をテーマにした活動を、全学級で年間３時間程度実施
- ・ 仙台市いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施（５月目標設定、１１月振り返り）
- ・ 心の健康観察の活用（まずは高学年から）

⑤ 児童会活動

- ・ あいさつ運動
- ・ 児童会でいじめ防止「きずな」キャンペーンの取組を検討（１１月）
- ・ なかよしタイム（異学年交流）
- ・ ピンクシャツデーの実施（２月）

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

- ・ スクールロイヤーの出張授業（６年）
- ・ SC や SSW のケース会議や支援会議への参加
- ・ SC や SSW により OJT を実施

機関名	仙台市立七北田小学校		
担当課・部署	校長		
メールアドレス	nanashou@sendai-c.ed.jp		
電話番号	022-372-3659	FAX 番号	022-372-2616

○現在（これまで）行っている取組について

1 各種調査

- ・学校生活アンケート（月 1 回 早期発見・早期対応）
- ・学校適応感尺度アセス（年 3 回 6 月・11 月・1 月）
- ・仙台市いじめアンケート（年 1 回 11 月）

2 教育相談等

- ・保護者との面談（4 月 生徒を交えての面談も有 学級担任・学年主任）
（※生徒指導主事 特別支援教育コーディネーター 不登校支援コーディネーター等）
- ・三者面談（年 2 回 7 月・11 月 保護者を交えての面談も有 学級担任・学年主任等）
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等による相談

3 教職員研修等

- ・生徒指導部会（週 1 回 管理職・生徒指導主事・各学年生徒指導担当 いじめ対策担当教諭 不登校支援コーディネーター 養護教諭 スクールカウンセラー）
- ・いじめ対策検討委員会
（4 月 いじめ防止に対する学校としての取組指針の確立 情報共有）
（10 月 いじめ防止に対する学校としての取組の振り返り 改善策）
（3 月 いじめ防止に対する学校としての取組についての点検と見直し 次年度へ向けた取組）
- ・生徒指導全体会（4 月・8 月・1 月 いじめ防止に対する学校としての取組指針の共有 情報共有）
- ・職員会議等における生徒指導体制の確認等

4 生徒会活動・学級活動等

- ・いじめ防止活動（年 6 回 いじめ防止に向けた話し合い活動 「いじめ防止宣言」等）
- ・いじめ防止きずなキャンペーンの取組として 令和 6 年度より缶バッジを制作
- ・いじめ防止きずなアクションの取組として 給食の時間を「縦割り」にして交流
- ・「特別の教科 道徳」の授業を通した道徳的実践力の育成（「命の大切さ」の視点から）

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

- ・いじめ防止きずなキャンペーンの取組の一環である缶バッジの制作は、中央市民センター、市民センター、近隣福祉施設と連携し実施。今後は小学校をはじめ近隣校と連携し実施予定。
- ・同上の取組については、令和 7 年度より市民センター祭りににおいて地域の来場者へ缶バッジを配付。
- ・警察署との連携による SNS 等利用講習会を毎年実施。
- ・学校運営協議会におけるいじめ防止に関する学校の取組の紹介、意見交換等の実施。

機関名	仙台市立吉成中学校		
担当課・部署	校長		
メールアドレス	yoshichu@sendai-c.ed.jp		
電話番号	022-279-3800	FAX 番号	022-303-1286

○現在（これまで）行っている取組について

・アンケート調査の実施

11 月に実施される「仙台市いじめアンケート」に加え、年 4 回の定期テストにあわせ（6 月、9 月、11 月、2 月）、いじめと学校生活両方に係るアンケートを実施し、いじめ案件の有無について確認している。

・カウンセリング体制の整備

養護教諭を 2 名配置いただいているほか、週 1 日 SC も派遣いただき、カウンセリングに体制を整備している。保健室と担任間で連絡を密にし、必要に応じて SC、SSW に接続する体制が整備されている。

SC からは、勤務前に校長・教頭と情報共有いただくなど、丁寧な対応をいただいているほか、重要な案件についてはケース会議を開催し、対応を検討することとなっている。

課題としては、SC への相談希望が多く、相談室の予約がフルに埋まってしまうことである。現時点で、家庭のこと、精神的なことに関する相談がほとんどで、いじめに関する相談はない。

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

・「保健講話」を 6 月に学年ごとに実施している。1 年生には仙台北警察署のご協力をいただき、いじめにつながる「SNS」について、犯罪も含めて活用上の注意点や危険性などについて講話いただいている。

※2 年生：思春期（坂病院 船山 由有子 氏）

3 年生：薬物依存（調整中）

機関名	仙台市立仙台高等学校		
担当課・部署	保健部		
メールアドレス			
電話番号	022-271-4471	FAX 番号	022-271-1136

○現在（これまで）行っている取組について

仙台市 PTA 協議会では、いじめ防止やこどもの命を守る取組を継続して行っています。命を守る取組として、令和元年度からスタートした標語コンクール「大切なあなたへ」では親が我が子へ贈るメッセージを取り上げており、大切に思う気持ちを我が子に伝えることで、こどもには日頃から大切に思われているのだと、認識してもらうことをねらいとしています。

いじめはどの子にも起こり得るものであるとの認識をもって、いじめの未然防止に取り組むことが重要ととらえ、児童生徒をいじめに向かわせることなく、いじめをさせない、許さないといった態度、姿勢を示していくことが望まれます。

自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやる心にスポットをあてる事業として、篤行善行児童生徒表彰も毎年行っています。親以外の大人に自らの行動が評価され、感謝されることで自己有用感や自己肯定感の向上につながることを期待した事業です。

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

これらの事業を継続していくことで、たくさんのこどもたちに大切な存在であることを伝え続けていきたいと思っています。コロナ禍以後、PTA 活動に対する保護者の意識も変化しており、これまで当たり前のように保護者同士にあった繋がりにも変化が生じてきています。しかし、こどもたちを取り巻く環境は日々変化しており、それに対する大人の学びも重要と感じています。今一度、家庭・学校・地域との連携の大切さを見直し、様々な事例にも大人たちが対応できるよう、学びと連携を継続していき、たくさんの大人の目でこどもたちを見守っていく必要があると考えます。社会全体でこどもたちを見守り、健やかな成長を促していきたいと思っています。保護者として学び、様々な経験を経て、こどもたちの居場所を創出できるよう、PTA 活動の中にも大人の研修の場を設けていきます。

機関名	仙台市 PTA 協議会		
担当課・部署			
メールアドレス	siptakyo@joy.ocn.ne.jp		
電話番号	0 2 2 - 2 2 7 - 9 5 4 5	FAX 番号	0 2 2 - 2 2 7 - 9 2 1 8

○現在（これまで）行っている取組について

・メディアコントロールデー

小学校が所属する中学校区にて4のつく日はメディアから離れるという取組を行っております。こども自身が食事の間だけメディアを我慢や1日中メディアを我慢など、どの程度離れるかの目標を立て、その目標に向けて取り組みます。

4のつく日は校庭や公園で遊ぶこどもたちの姿が多くみられ、直接のコミュニケーションをとる機会となっています。

顔を合わせて会話すると些細なことでも、字面で見るとうまくニュアンスが伝わらなかったりすることもあるため、顔を合わせてのコミュニケーションの大切さを伝えるようにしています。

・適材適所で活躍の場を提供する

PTA行事等で大人もこどもも適材適所でお手伝いいただき、お互いのいいところを認められる環境を提供できるようにしています。

・大人が先生やお友達の悪口や文句などをこどもたちの前で言わないよう、保護者会などで呼びかけています。

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

・いじめアンケートなどの結果の受け止め方について

些細なことでも連絡をいただくため、保護者側も冷静な対応を心掛けるよう保護者会やPTA便りなどで呼びかけを行っています。

学校の細やかな対応にはとても感謝しています。

機関名	仙台市 PTA 協議会		
担当課・部署			
メールアドレス	siptakyo@joy.ocn.ne.jp		
電話番号	0 2 2 - 2 2 7 - 9 5 4 5	FAX 番号	0 2 2 - 2 2 7 - 9 2 1 8

○現在（これまで）行っている取組について

別添配付資料のとおり。

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

機関名	仙台法務局		
担当課・部署	人権擁護部第二課		
メールアドレス	jinken_sendai_moj_bal@moj.go.jp		
電話番号	０２２－２２５－５６１１	FAX 番号	０２２－２２５－６０７１

[トップページ](#)
>
[政策・審議会等](#)
>
[国民の基本的な権利の実現](#)
>
[人権擁護局フロントページ](#)
>
[啓発活動](#)
>
 こどもの人権を守りましょう

こどもの人権を守りましょう



様々な人権問題に関する相談を受け付けています。
[各種相談窓口の案内はこちら。](#)

○こども向けページはこちら！！

[いじめ](#)や[体罰](#)、[児童虐待](#)、児童買春や児童ポルノ等の[性被害](#)など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

法務省の人権擁護機関では、こどもたちの人権を守るため、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な啓発活動を行うとともに、[人権相談](#)や調査救済活動に取り組んでいます。

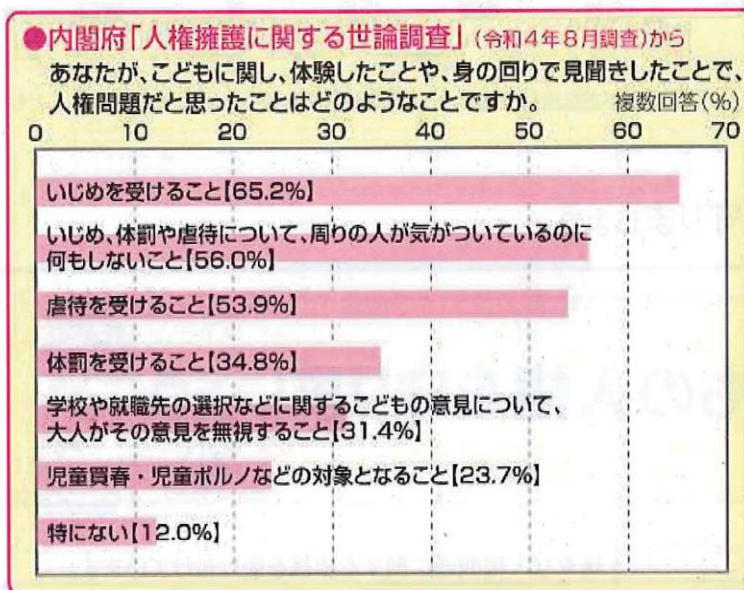
その一環として、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性について理解を深めてもらうことなどを目的とした「[全国中学生人権作文コンテスト](#)」や、人権擁護委員が中心となって、いじめ等について考える機会を設けることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的とした「[人権教室](#)」、花の種子等を協力して育てる中で、生命の尊さや仲間への思いやりの心を体得させることなどを目的とした「[人権の花運動](#)」を実施しているほか、Jリーグ等の「[スポーツ組織と連携・協力した啓発活動](#)」などを行っています。

また、困難を抱えるこどもたちに自ら声を上げてもらうためには、こどもたち自身が様々な権利の享有主体であることを認識してもらうことが重要であることから、[こどもの権利条約を分かりやすく解説し](#)

た冊子を人権教室などで活用しています。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

令和4年に内閣府が行った調査(あなたが、こどもに関し、体験したことや、身の回りで聞きしたこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。)では、「いじめを受けること」などが問題となっていることがうかがえます。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から:
こどもに関する人権問題

いじめ

最近のこどものいじめは、SNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくありません。

いじめをするこどもやいじめを見て見ぬふりをするこどもが生じる原因や背景には、こどもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。

この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を養っていくことが重要です。

いじめについて、詳しく知りたい方は[こちらのページ\(「いじめ」をなくすために\)](#)をご覧ください。

・啓発動画「あなたは大丈夫? 考えよう! いじめ ～一人で悩まず相談しよう～」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



・啓発動画「『誰か』のこと じゃない。(いじめ編)」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



- ・「いじめ問題を含む子供のSOSに対する文部科学省の取組」(※文部科学省のページにリンク)
- ・「こども家庭庁におけるいじめ防止対策」(※こども家庭庁のページにリンク)

体罰

教育職員による体罰については、「学校教育法」第11条ただし書で明確に禁止されているところですが、体罰に関する人権侵犯事件は依然として存在しています。

体罰は、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌となるおそれがあります。いかなる場合でも体罰は決して許されません。

児童虐待

昨今、親などが幼児や児童を虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。

児童虐待への対応については、これまで「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の累次の改正や、「民法」及び「刑法」などの改正により、制度的な充実が図られています。

令和4年6月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等のこどもや家庭を支える事業の創設を行うなど、対策の強化が進められています。

令和4年12月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者による懲戒権の規定を削除す

るほか、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止するなどの改正がされています。

- ・啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」
- ・こどもパート(※[YouTube法務省チャンネルにリンク](#))
- ・大人パート(※[YouTube法務省チャンネルにリンク](#))



- ・啓発動画「虐待防止シリーズ 児童虐待」(※[YouTube法務省チャンネルにリンク](#))



- ・啓発動画「『誰か』のことじゃない。(児童虐待編)」(※[YouTube法務省チャンネルにリンク](#))



- ・[「児童虐待」\(※文部科学省のページにリンク\)](#)
- ・[「児童虐待防止対策」\(※こども家庭庁のページにリンク\)](#)
- ・[「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」【PDF】\(※こども家庭庁のページにリンク\)](#)



性被害

児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取や性犯罪・性暴力の問題が深刻になっています。

平成26年7月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」においては、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が設けられています。

また、令和4年4月には、教員による性暴力等からこどもを守るための措置等を定めた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

さらに、令和5年6月には、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」等が成立し、いわゆる性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げるほか、16歳未満の者に対してわいせつ目的で面会要求する行為や正当な理由なく性的な部位・下着などを撮影する行為が新たに処罰対象となるなど、性被害・性暴力の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応した改正が行われています。

- ・[「性犯罪関係の法改正等 Q&A」\(※法務省刑事局のページにリンク\)](#)
- ・[「性犯罪・性暴力対策の強化について」\(※文部科学省のページにリンク\)](#)
- ・[「こどもの性被害を撲滅するための政府の取組」\(※こども家庭庁のページにリンク\)](#)

各種資料・関連リンク先

■啓発動画

- ・[「いじめをなくすために、今」\(※YouTube法務省チャンネルにリンク\)](#)
- ・[「勇気のお守り」\(※YouTube法務省チャンネルにリンク\)](#)
- ・[「立ち止まる」\(※YouTube法務省チャンネルにリンク\)](#)

■啓発冊子

- ・[「いじめ」させない 見逃さない【PDF】](#)



・みんなともだち マンガで考える「人権」【PDF】



・よくわかる！こどもの権利条約【PDF】



■啓発動画

・[よくわかる! こどもの権利条約—児童の権利に関する条約—](#)(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



■いじめ問題等対策バナー

法務省ウェブサイトのリンクについては、自由に設定していただいて差し支えありません。

なお、リンクの設定をされた場合は、[法務行政に関する意見受付窓口](#)宛てに、リンクを設定する旨のご連絡をお願いいたします。

※バナーのデザインは一切改変せず、ご使用願います。

・バナー1



・パナー2



・パナー3



■人権相談

- ・[こどもの人権110番\(全国共通フリーダイヤル\)](#)
じんけん ばん ぜんこくきょうつう
- ・[こどもの人権SOSミニレター](#)
じんけん
- ・[こどもの人権SOS-eメール\(インターネット人権相談受付窓口\(24時間受付\)\)](#)
じんけん じんけんそうだんうけつけまどぐち じかんうけつけ
- ・[SNS\(LINE\)人権相談](#)
じんけんそうだん

■関連リンク先

- ・[「児童の権利に関する条約」\(※外務省のページにリンク\)](#)
- ・[「お父さん・お母さんが別れるのかな…～家族のことで悩んでいるあなたへ～」\(※法務省民事局のページにリンク\)](#)
- ・[「18歳以下のみなさんへ | あなたはひとりじゃない」\(※内閣官房 孤独・孤立対策担当室のページにリンク\)](#)

[人権擁護局フロントページへ](#)

[トップページ](#) > [政策・審議会等](#) > [国民の基本的な権利の実現](#) > [人権擁護局フロントページ](#) > [人権相談](#) > いじめなどの電話相談窓口【こどもの人権110番】

いじめなどの電話相談窓口【こどもの人権110番】



人権イメージキャラクター
 人KENまる君

じんけん ばん
こどもの人権110番



人権イメージキャラクター
 人KENあゆみちゃん

「こどものじんけん110ばん」って？

こんななやみがあったときに、^{そうだん}相談できる^{でんわ}電話です。

- ^{がっこう}学校でいじめにあっている
- ^{いえ}家の人にいやなことをされる
- ^{とも}友だちにたたかれたり、けられたりする

^{せんせい}先生や家の人には話しにくいけど、このままではどうしたらいいかわからない、だれも^き気づいてくれない…。

そんなときは、まよわず^{でんわ}電話してください。

「まわりでこまっている人がいる。」という^{そうだん}相談でもいいです。

あなたの^{はなし}お話をきいて、いっしょにかんがえます。

じんけん ばん
こどもの人権110番
0120-007-110
ばんこくきょうつう かりよう
(全国共通・無料)

スマートフォンで上の図をタップすると、電話がかけられます。



※「こどものじんけん110ばん」につながらないときは、[こちらの表](#)から、ちかくの相談先に電話することもできます。

はなし じかん へいじつ あさ じ ふん ゆうがた じ ふん
お話ができる時間は、平日の朝8時30分から夕方5時15分までです。

でんわ いがい そうだんほうほう 電話以外の相談方法は？

でんわ
電話のほかにも、メール、LINE、てがみでも相談できます。

＜メールで相談したい＞

じん けん
こどもの人権
SOS-eメール

うえ ず
上の図をクリックすると、メール相談のページにかかります。

＜LINEで相談したい＞



友だち追加は
こちらから！



検索

うえ ず 上の図をクリックすると、^{ほうむきよく}法務局LINEじんけん相談のページにかわります。

＜てがみで相談したい＞



うえ ず 上の図をクリックすると、^{じんけん}こどもの人権SOSミニレターのページにかわります。

大人の方へ

学校におけるいじめ、体罰、児童生徒に対する暴言その他の不適切な指導や、家庭内における虐待など、こどもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者であるこども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。

「こどもの人権110番」は、こどもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。こどもだけでなく、こどもに関する悩みをお持ちの大人の方でも利用可能です。

電話は、最寄りの法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。

注1)一部のIP電話からは接続できません。接続できない場合にはこちらの電話番号をご利用ください。

[各局電話番号\(通話料有料\)](#)

注2)法務局の職員又は人権擁護委員が、「こどもの人権110番」又はこれに類似する名称を用いて、個人情報収集するようなことは一切行っておりません。法務局等からの電話に心当たりのない場合は、十分ご注意願います。

注3)「こどもの人権110番」へご相談いただく際の電話番号のかけ間違いが多数発生しています。ご相談の際には、今一度電話番号をご確認いただき、おかけ間違いのないようお願いいたします。

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

法務省の人権擁護機関は、子どもたちの人権を守るための各種相談活動の強化を目的として、例年、学校の夏休み明け前後の期間に「全国一斉『子どもの人権相談』強化週間」を実施しています。

強化週間期間中は通常の「子どもの人権110番」と「LINEじんけん相談」の相談受付時間を拡大して相談対応に応じており、令和7年度は以下のとおり実施しました。

実施期間：令和7年8月27日(水)～9月2日(火)

受付時間：平・日 午前8時30分～午後7時

土・日 午前10時～午後5時



[〈令和](#)

その他関係省庁での取組

○若年層の性暴力被害予防月間

4月は、若年層の性暴力被害予防月間です。

詳しくは、内閣府ホームページ(男女共同参画局[「若年層の性暴力被害予防月間について」](#))に掲載されています。

法務省の人権擁護機関では、性被害・性暴力を含む、人権に関する相談を受け付けています。
また、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除依頼方法の助言等必要な支援を行っています。

詳しくは、[こちら](#)

報道発表資料



令和8年5月22日
法 務 省

令和8年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施について

学校におけるいじめを始め、こどもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小・中学校等に「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒・はがき）を配布します。

小・中学生から送付されたミニレターには、法務局職員又は人権擁護委員が一通一通、丁寧にお答えします。

- 1 実施時期：令和8年5月22日（金）から同年7月3日（金）にかけて、全国の小・中学校等に「こどもの人権SOSミニレター」を配布（配布総数約1,101万部）
- 2 実施機関：法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会
- 3 実施内容：別紙のとおり

令和8年度「こどもの人権SOSミニレター」（小学生用）



（問合せ先）

人権擁護局調査救済課 みつ いま 三井、今井

電話 03-3580-4111（内線2715）

03-3592-7612（直通）

令和8年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人払の便箋兼封筒（以下「書簡型」という。）の「こどもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

また、試行として、一部の地域を対象に、上記書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布します。

- 1 対象者
全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全て
- 2 実施時期
令和8年5月22日（金）から同年7月3日（金）にかけて、全国の小・中学校に「こどもの人権SOSミニレター」を配布
また、全国の児童相談所等においても配布
- 3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会
- 4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員
- 5 想定される相談内容
(例)・学校で「いじめ」を受けている。
・学校で「体罰」を受けている。
・学校で「不適切指導」を受けている。
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。
など

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護を図る場合や、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵害事件として調査を開始する場合もあります（過去の救済事例は別添1のとおり）。
- 6 はがき型のミニレターの試行
より気軽に相談することができるミニレターを目指して、試行として、長野県、和歌山県、三重県及び長崎県の小・中学校（特別支援学校を除く。）に、書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布。



(参考)

(1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）。

(2) こどもの人権問題に関する「こどもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

- こどもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)
0120-007-110(ぜろぜろなのひゃくとおばん)
- こどもの人権SOS-eメール(24時間受付)
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)<https://www.jinken.go.jp/kodomo/>

メールで相談

24時間受付

こどもの人権
SOS-eメール

インターネット 人権相談

こちらからでもアクセスできます▶



- 法務局LINEじんけん相談（チャット形式による人権相談）
法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html) から公式
アカウント「法務局LINEじんけん相談」を友達追加

LINEで相談

法務局LINEじんけん相談

法務局LINEじんけん相談

(受付時間) 平日 午前8:30～午後5:15 こちらから友だち追加してください▶



「こどもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 親から中学生に対する虐待

◆中学校の生徒が、親から無理やり性的行為をされるなどの虐待を受けているが誰にも相談できないとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒が在籍する学校に連絡するとともに、児童相談所に通告し、今後の対応について調整を行った。

その結果、児童相談所が速やかに当該生徒を保護するに至り、当該生徒の心身の安全が図られた。

(措置:「援助」)

2. 家庭における暴行・虐待

◆高校の生徒から、きょうだい間で暴力などがあるものの、親が十分に対応できない状態であるとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談が寄せられた事案である。

当該生徒の家庭では、既に児童相談所とのやり取りは行われていたものの、親による十分な養育が行われておらず、家庭環境が不安定な状況にあったほか、転居が予定されていることが判明した。

そこで、法務局は、当該生徒に対し、広域的に支援を受けることが可能な専門機関を紹介するとともに、転居前の自治体と転居先の自治体の関係機関との間を仲介し、関係機関間での情報共有及び支援環境の調整を行った。

その結果、自治体を超えて関係機関間において当該生徒の家庭に関する情報共有が図られ、継続的な見守り体制が構築され、当該生徒らの心身の安全が図られた。

(措置:「援助」)

3. 小学校におけるいじめ

◆小学校の児童から、複数の同級生に、「死ね。」などと暴言を言われたり、殴る、蹴るといった暴力を受けたりしているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

保護者からは、学校がいじめへの対応を十分に行っていないとの指摘があり、法務局が調査した結果、学校から、加害児童を含めて児童全員に対して継続して指導を行うことに加え、法務局による「人権教室」の実施を希望する旨の意向が示された。

そこで、法務局の仲介により、学校と保護者の意見交換の場を設け、学校が行ういじめ防止に向けた取組を伝えるとともに、「人権教室」の実施について説明した結果、保護者が学校の対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。

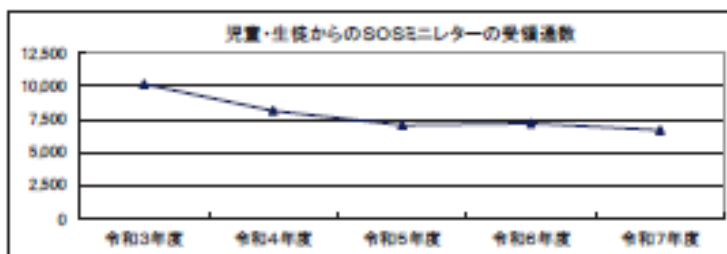
(措置:「調整」)

「こどもの人権SOSミニレター」統計資料(令和3年度～令和7年度)

別添2

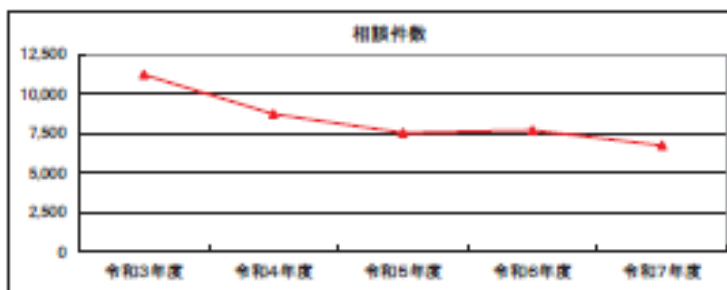
1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受領通数	10,171	8,147	7,062	7,189	6,671



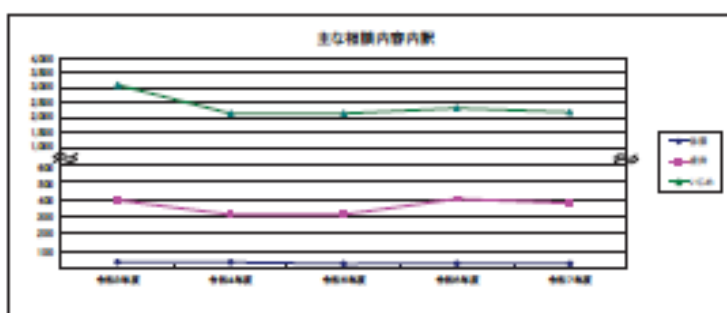
2. SOSミニレターによる人権相談の件数(単位:件)^{※1}

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	11,194	8,710	7,511	7,677	6,713



3. 相談内容内訳(単位:件)^{※2}

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
体罰	36	35	26	27	27
虐待	395	311	312	403	377
いじめ	3,080	2,125	2,126	2,305	2,170
その他	7,683	6,239	5,047	4,942	4,139 ^{※3}

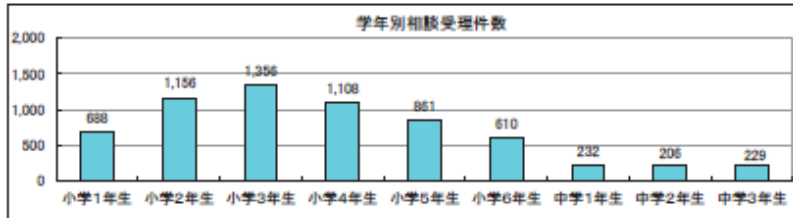


※1 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを1件の人権相談として計上している。

※2 不適切相談の件数(13件)含む

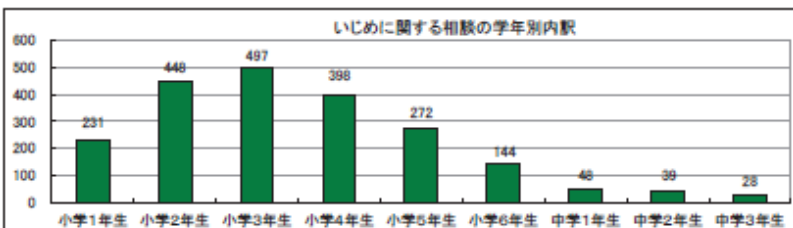
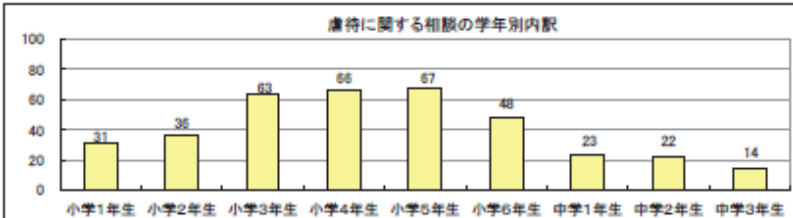
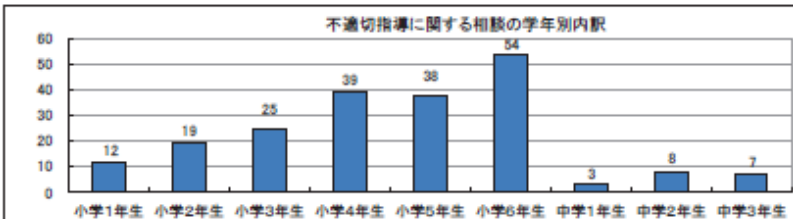
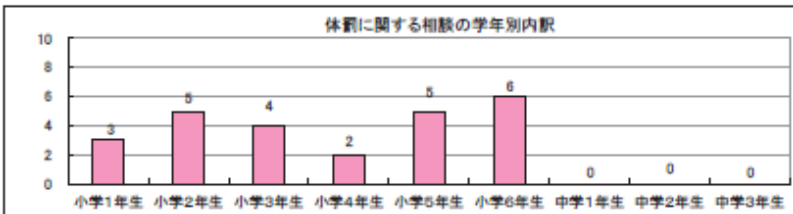
1. 学年別相談受理件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	688	1,156	1,356	1,108	861	610	232	206	229	267	6,713



2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	3	5	4	2	5	6	0	0	0	2	27
不適切指導	12	19	25	39	38	54	3	8	7	8	213
虐待	31	36	63	66	67	48	23	22	14	7	377
いじめ	231	448	497	398	272	144	48	39	28	65	2,170
その他	411	648	767	603	479	358	158	137	180	185	3,926



○現在（これまで）行っている取組について

1 少年相談窓口におけるいじめ相談への対応

少年課設置のいじめ 1 1 0 番 (022-221-7867)、少年相談電話 (022-222-4970) 及び県内 24 警察署の生活安全課

2 令和 7 年中の少年相談受理状況及びいじめ事案取扱状況

少年相談受理件数 2,795 件（前年比+273 件）

いじめ事案取扱件数 88 件（前年比+21 件）

（相談者がいじめ事案として警察に相談したものを計上）

3 いじめ事案の潜在を念頭に置いた各種少年警察活動

家出少年の保護や怠学での補導活動等、少年の問題行動の背景にいじめ事案が潜んでいないかを念頭に置いた各種少年事案対応

4 被害者等の意向を踏まえた少年事件捜査等

少年事件の捜査・調査、少年相談対応、安心して登校できる環境の構築に向けた学校等への協力要請

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

1 学校と警察の連携対応

(1) 学校警察連絡協議会、みやぎ児童生徒サポート制度（学校と警察の相互連絡制度）等を通じた学校と警察の情報共有と連携対応

(2) 宮城県警察スクールサポーター派遣による児童生徒の問題行動（いじめ、校内暴力等）を沈静化するための見守る活動の強化

2 いじめ事案の再発防止に向けた学校・関係機関との連携

(1) 事件送致、児童通告又は警察の継続補導、立ち直り支援活動による加害者の再非行防止に資する指導等

(2) 被害少年のカウンセリングや関係者に対する助言等による継続的な支援

(3) 児童生徒の規範意識向上を図る「非行（いじめ）防止教室」や「命の大切さを学ぶ教室」の開催

(4) 少年警察ボランティアとの連携によるいじめ防止の取組（非行防止合言葉「まけないよ」を活用した非行防止講話、健全育成カルタ大会等）

機関名	宮城県警察本部		
担当課・部署	生活安全部少年課		
メールアドレス			
電話番号	022-221-7171（内線 3086）	FAX 番号	022-221-7171(内線 3069)

○現在（これまで）行っている取組について

会全体の活動として、いじめ問題に焦点を当てた取組はありませんが、個々の会員がスクールカウンセラーや相談員、心理士職として相談活動に従事しており、各々の現場でいじめや派生する問題に取り組んでいます。

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

会のメンバーには、県内の自治体におけるいじめ調査委員を務めている者も多数おり、調査業務の負担も大きいとため会員相互の支援が必要ですが、守秘義務もあり、調査のノウハウを共有しづらいという課題があります。

同じく調査委員を担当されることの多い弁護士会や社会福祉士会、精神保健福祉協会等の皆様と合同で、いじめ調査に関する勉強会・研修会が開催できるとよいのではないかと思います。

機関名	宮城県公認心理師・臨床心理士協会		
担当課部署	事務局		
メールアドレス	Secretary_mcp@yahoo.co.jp		
電話番号	なし	FAX 番号	022-290-6616

○現在（これまで）行っている取組について

・いじめに関する出前授業

いじめに関する出前授業（児童・生徒向け及び教員向け、宮城県スクールロイヤー事業としてのいじめ予防教室）令和7年度申し込み実績合計88件（児童・生徒向け64件、教員向け23件、保護者向け1件）（令和6年度申込実績合計77件（うち児童・生徒向け59件、教員向け18件））

・子ども悩みごと電話相談 ・面談相談

令和7年142件（令和6年113件、令和5年85件、令和4年80件）

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

- ・仙台市スクールロイヤー事業への協力(担当者推薦)
- ・宮城県スクールロイヤー事業への協力(担当者推薦)
- ・仙台市いじめ等相談支援室(S-KET)への協力(担当者推薦)
- ・スクールロイヤー事業として実施しているいじめに関する出前授業について、弁護士会で講師を調整・派遣している。

機関名	仙台弁護士会		
担当課・部署	小園彰		
メールアドレス	akira@kozonolaw.com		
電話番号	022-302-7650	FAX 番号	022-302-7651

○現在（これまで）行っている取組について

児童相談所では、相談の過程において、こどもや保護者から学校への行き渋り等の背景の一つに、いじめの状況が明らかになることがあります。このような場合、当所では、こどもの置かれた状況を丁寧に見立て、学校等の関係機関と連携しながら対応を行っています。

具体的には、児童福祉司や児童心理司による面接等を通じて、こどもの心身の状態や家庭・学校での様子を把握し、心理的なサポートを要する場合には児童心理司による心理的なケアを行うほか、嘱託医の診察なども組み合わせながら支援を実施しています。

加えて、保護者に対しても、こどもの状況を理解してもらい、家庭での対応について助言する等の支援を行っています。

学校等との連携に関し、当所に市教育委員会から6名配置されている教員を中心に情報の共有や対応協議を行うなど、連携した支援に取り組んでいます。

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

（1）青少年対策六機関合同会議

- ・当会議は、多様な学び支援課、児童生徒安心課、教育センター、特別支援教育課、北南発達相談支援センター、こども若者相談支援センター、当所の各機関が相互に連携し、円滑な業務の遂行を図る目的で設置され、定例で全体会と担当者会を開催することにより情報の共有や連携した対応につながっています。

（2）要保護児童対策地域協議会（要対協）

- ・各区に設置されている要対協において、教育機関、保健・医療機関、警察、地域団体等の関係機関と情報を共有し、要保護児童等への対応や地域における支援体制の構築を図っています。

（3）アーチルとの連携

- ・アーチルとは、同じ児童と関わる場面が多く、定例で年3回程度「児童相談所・アーチル連携連絡会」を開催し、所長・課長・担当が参加。それぞれの体制や機能等の共有のほか、事例検討を通じ両機関の支援方法や役割を確認するなど、お互いを理解する機会とすることで、より連携を深めることにつなげています。

（4）学校等所属機関との連携

- ・学校等はこどもの普段との様子の違いをタイムリーに捉えることができ、異変をキャッチし速やかな当所への通告等により、迅速な状況の共有や対応方針の調整等につながっています。

加えて、課題がより複雑・複合的に重なっているなど単独の機関では対応が困難なケースも増えてきており、支援者会議等を開催することにより、関係機関が共通理解を図ったうえで、支援内容の検討や役割分担などを行い、連携した対応に結びつけています。

機関名	こども若者局児童相談所		
担当課・部署	相談指導課		
メールアドレス	fuk005360@city.sendai.jp		
電話番号	022-219-5111	FAX 番号	022-219-5118

○現在（これまで）行っている取組について

○関係機関との連携について（取組事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

1 仙台いのち支えるLINE相談

若年者等を主な対象に、LINEを活用した相談システムを運営。自死に結び付く様々な問題・困りごとに対応している。また、事業周知については、主な利用者は若年者層であることを想定し、電子公告（LINE、YouTube 広告等）のほか、地下鉄駅構内トイレや市内学校（高等学校、専門学校、大学等）、JR 市内各駅、イオン、市内郵便各局へのチラシ・ポスター・カードなどの配布掲示を行っている。

※令和8年度より開設曜日・時間を拡大（午後5時～10時、年中無休）

2 教職員を対象とした研修

発達障害に対する正しい知識と対応等を教職員に広く理解を広げるために、特別支援教育課や教育センター主催の研修会に講師を派遣しているほか、「アーチル夏の講座」（アーチル主催）を開催している。

3 青少年対策六機関合同会議

青少年対策六機関合同会議（多様な学び支援課、児童生徒安心課、特別支援教育課、教育支援センター、児童相談所、こども若者相談支援センター、南北発達相談支援センター等）を定例で開催し、いじめ等の課題と連携した取組について確認、共有している。

4 児童相談所との連携

毎年定例で実施している連携連絡会議をはじめ、事例検討会や協働支援をしているケースに関する情報交換会を行い、虐待やいじめに対する対応についての支援方針や対応方法等について共有を図っている。また、児童相談所の援助方針会議・受理会議やアーチルのケースレビューにもお互いの職員が参加して業務理解を深めている。

機関名	健康福祉局障害福祉部		
担当課・部署	精神保健福祉総合センター、北部・南部発達相談支援センター		
メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	